

証券コード 9127
平成30年6月8日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目2番16号
玉井商船株式会社
代表取締役社長 佐野展雄

第109回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第109回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月25日（月曜日）午後5時15分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月26日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時20分）
2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階 浜松町東京會館「オリオンルーム」

※ なお、株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第109期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 株式併合の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方に委任する場合があります。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tamaiship.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従って、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知添付書類の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知の内容につきましては、早期に情報をご提供する観点から、本招集ご通知発送前に上記の当社ウェブサイトに開示いたしました。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国の証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元式株式）を100株に統一することを目指しており、その移行期限は平成30年（2018年）10月1日とされております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、会社法の定めに基づき、平成30年5月16日開催の取締役会の決議により、当社株式の売買単位（単元株式数）を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、全国の証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を勘案し、以下のとおり株式併合（10株を1株に併合）を実施いたしたく存じます。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成30年10月1日をもって、その効力が発生することとしております。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

704万株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。また、議決権等、株主様の権利も変動はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条を変更させるとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため、現行定款第8条を変更するものがあります。
- (2) 上記(1)の変更の効力は、第1号議案「株式併合の件」における株式併合の効力発生日である平成30年10月1日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日をもって削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,040</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>704</u> 万株とする。 (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 附則 <u>本定款第6条及び第8条の変更は、平成30年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1 ^さ佐 ^の野 ^{のぶ}展 ^お雄 （昭和24年8月27日生）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

70,000株

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

昭和49年5月 当社入社
 平成4年2月 当社 海務部長
 平成7年6月 当社 取締役海務部長
 平成17年4月 当社 常務取締役海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
 平成20年2月 当社 常務取締役総務部・経理部管掌、海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
 平成22年6月 当社 専務取締役経理部管掌、総務部・海務部担当、内航2部長、内航タンカー安全管理室長
 平成25年4月 当社 代表取締役社長（現任）
 平成27年6月 当社 内航営業部担当（現任）

◆取締役候補者とした理由

平成7年に当社取締役に就任し、海務・内航営業部門担当、内航タンカー安全管理室長を経て、平成25年より社長として当社グループの経営を牽引しております。当社における豊富な業務経験と、海運業の経営全般及び船舶における豊富な知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 木原

ゆたか
豊

(昭和27年11月1日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

45,000株

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

昭和50年4月 当社入社
平成17年4月 当社 経理部長
平成22年6月 当社 取締役経理部長
平成25年4月 当社 取締役総務部担当、経理部長
平成27年4月 当社 取締役総務部長兼経理部長
平成27年6月 当社 常務取締役総務部長兼経理部長、内部統制室長(現任)

(重要な兼職の状況)

T.S. Central Shipping Co.,Ltd. 取締役社長

◆取締役候補者とした理由

入社以来、当社及び当社子会社における経理・財務全般に携わった後、平成27年より常務取締役として総務部兼経理部長・内部統制室長を務めております。管理部門全般の統括責任者として豊富な業務経験、知見を有しており、また経営の重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を適切に果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 清崎哲也

(昭和27年9月16日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

37,000株

取締役会出席状況(出席率)

7回／7回
(100%)

昭和48年10月 当社入社
平成17年4月 当社 海務部長
平成24年6月 当社 取締役海務部長
平成25年4月 当社 取締役海務部長、内航タンカー安全管理室長(現任)

(重要な兼職の状況)

大四マリン株式会社 代表取締役社長

◆取締役候補者とした理由

入社以来16年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして船舶の海上安全、船員の労務管理・教育等を担う海務部長を務め、平成24年より取締役海務部長、その後内航タンカー安全管理室長も兼務し海務全般を統括しております。船舶・船員管理における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4	かわ 川	な 名	つとむ 勉	(昭和28年3月20日生)	再任
---	---------	--------	----------	---------------	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況					
所有する当社の株式の数	昭和51年9月 当社入社				
92,000株	平成17年4月 当社 外航2部長				
	平成24年6月 当社 取締役外航2部長				
	平成26年4月 当社 取締役外航営業部長（現任）				
取締役会出席状況(出席率)	◆取締役候補者とした理由				
7回／7回 (100%)	入社以来12年間船舶職員としての乗船履歴を有し、陸上勤務後もその経歴を生かして当社の主力である外航営業部の部長を務め、平成24年より取締役として外航営業部門を統括しております。事業経営における豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。				

5	おか 岡	もと 本	やす 泰	のり 憲	(昭和32年4月7日生)	新任	社外
---	---------	---------	---------	---------	--------------	----	----

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況							
所有する当社の株式の数	昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社						
—	平成20年6月 同社 執行役員						
	平成24年6月 同社 常務執行役員						
	平成24年10月 日本軽金属ホールディングス株式会社 企画統括室長（現任）						
	平成24年10月 同社 執行役員						
	平成25年6月 同社 取締役、人事・総務・経理統括室長（現任）						
	日本軽金属株式会社 取締役（現任）						
	平成26年6月 同社 専務執行役員（現任）						
	(重要な兼職の状況)						
	日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役						
	日本軽金属株式会社 取締役専務執行役員						
	東洋アルミニウム株式会社 監査役						
	◆社外取締役候補者とした理由						
	当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役専務執行役員であり、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものです。						

6 やす だ こう たろう
安田 耕太郎

(昭和31年9月10日生)

再任 社外

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

—

昭和55年4月 日本軽金属株式会社入社

平成19年7月 同社 清水工場長

平成21年6月 同社 執行役員

平成26年6月 同社 取締役(現任)

平成26年6月 当社 社外取締役(現任)

取締役会出席状況(出席率)

6回/7回
(85.7%)

平成28年6月 日本軽金属株式会社 常務執行役員(現任)

平成29年6月 日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

在任年数

4年

日本軽金属ホールディングス株式会社 取締役

日本軽金属株式会社 取締役常務執行役員

◆社外取締役候補者とした理由

当社の株主である日本軽金属株式会社の取締役常務執行役員であり、同社清水工場長の頃より当社業務を深くご理解されております。経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有していることから、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。

7 たま い
玉井

ひろし
裕

(昭和36年9月1日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

3,000株

平成23年4月 新神戸ドック株式会社 代表取締役社長(現任)

平成26年6月 当社 社外監査役

平成29年6月 当社 社外取締役(現任)

取締役会出席状況(出席率)

4回/4回
(100%)

(重要な兼職の状況)

新神戸ドック株式会社 代表取締役社長

※ 取締役就任後開催の
取締役会に全て出席。

◆社外取締役候補者とした理由

当社社外監査役を経て、平成29年6月より社外取締役に就任し、当社を取り巻く経営環境を深くご理解されております。また新神戸ドック株式会社の代表取締役社長であり、経営者として豊富な業務経験、実績、知見を有し、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

在任年数

1年

- (注) 1. 岡本泰憲氏、安田耕太郎氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。
2. 候補者岡本泰憲氏は、日本軽金属株式会社の取締役専務執行役員を兼務、安田耕太郎氏は同社取締役常務執行役員を兼務しており、当社と同社との間に、水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、社外取締役として期待される役割を十分発揮できるよう社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者安田耕太郎氏及び玉井 裕氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。また、新任社外取締役候補者岡本泰憲氏が選任された場合、同内容の契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
4. その他特記事項について
社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役、執行役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実につきましては、以下のとおりであります。
社外取締役候補者岡本泰憲氏は、平成25年6月に日本軽金属株式会社の取締役に就任し、現在に至っておりますが、同社は、平成23年3月から平成26年4月に至るまで、新潟地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムについて、供給すべき者を決定するなど独占禁止法に違反する行為があったとして、平成28年2月に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役宮尾克己氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

みや お かつ み
宮 尾 克 己

(昭和28年12月2日生)

再任

社外

独立

略歴、地位及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

10,000株

昭和59年3月 公認会計士登録
平成3年10月 頌和公認会計士共同事務所加入
平成18年6月 当社社外監査役(現任)
平成18年10月 宮尾公認会計士事務所開設、同所所長(現任)

取締役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

(重要な兼職の状況)

宮尾公認会計士事務所 所長

◆社外監査役候補者とした理由

監査役会出席状況(出席率)

7回/7回
(100%)

公認会計士の資格を有しており、豊富な財務及び会計に関する専門的な知見、経験等を活かしていただくことで、当社監査の有効性及び実効性の向上、また監督機能の強化に繋がる客観的なご意見が期待できるため、引き続き社外監査役候補者として選任をお願いするものです。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

在任年数

12年

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、宮尾克己氏は、既に当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、この責任限定契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は、次のとおりであります。
社外監査役が任務を怠ったことにより当社が損害賠償責任を負う場合において、その職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金400万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

以 上

事業報告 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、前連結会計年度から更に経済状態が改善し全体として良好な経済成長が継続しました。先進国については、米国の今後の保護貿易に対する不安や、それに対する中国の対抗措置、EU圏の先行きに対する不安等があり、新興国については中国の経済発展がニューノーマル（新常态）に入っており、政策による後押しが堅調に続くと期待され、またブラジルやアルゼンチンも漸く経済状態が底を打ち、さらにインド、ロシア等の成長も力強さを増しつつあり改善してきています。また、シリア、北朝鮮、中東等の地政学的リスクもありますが、全体としては良好な拡大基調を維持しており、今後更なる成長の継続が期待されています。一方わが国の経済は、世界景気回復へ期待感もあり、以前より改善傾向にありますが、国内の政治的問題や為替に対する不安、また、世界経済悪化に対する不安も依然として残っています。

外航ドライバルク船の海運市況は、漸く底から徐々に脱出途上にありますが、本格的な回復には未だ至っておらず、今後の市況の更なる改善の為に世界経済の継続的な拡大と、老朽化した船舶のスクラップが継続的に実行に移されると共に新造船の発注が急拡大しない事等が期待されています。

この様な状況下、当社グループの外航海運部門では、安全と顧客のサービスを第一に市況リスクと運航リスクの軽減に傾注すると共に、太平洋と大西洋を結ぶトランスオーシャン輸送に当社所有の船舶を集中的に配船し、安全かつ経済的、効率的な輸送に努め新規カーゴの獲得に努力しましたが、未だ継続する市況悪化時のシップメントの実行に伴う収益の悪化、その他運航リスク等により、昨年比改善はしたものの未だ道半ばであります。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、5,011百万円（対前連結会計年度比454百万円、10.0%増）、営業損失151百万円（前連結会計年度360百万円の営業損失）となりました。

営業外収益37百万円、営業外費用151百万円を加減し、経常損失は265百万円（前連結会計年度451百万円の経常損失）、特別利益として投資有価証券売却益117百万円などを計上しました結果、税金等調整前当期純損失は145百万円となり、法人税等、非支配株主に帰属する当期純利益を減算して、親会社株主に帰属する当期純損失は10百万円（前連結会計年度822百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別の業績は次のとおりであります。

① 外航海運業

支配船舶による北米からの輸入穀物や南米からの水酸化アルミや海外へのスラグ、セメントクリンカーなどの輸送を行い、運航採算の向上に努めるとともに、一部支配船舶の短期貸船により安定収益の確保を図りました。

営業収益は、前連結会計年度に比べ、航海数と短期貸船が増加し、市況も低調ながら改善し、また為替相場も円安基調で推移するなど増収要因が多く、3,937百万円（対前連結会計年度比437百万円、12.5%増）となりました。営業利益面は、航海数の増加や燃料油価格の高騰などにより運航費の増加や短期借船による借船料の増加があり、98百万円の営業利益（前連結会計年度28百万円の営業損失）となりました。

② 内航海運業

定期用船2隻による水酸化アルミなどの輸送を行い、安全輸送と効率配船に努めるとともに、所有船2隻の定期貸船により安定収益の確保を図りました。また、船員を他社へ融通し派遣業収入を得ました。

営業収益は、前連結会計年度と同様に堅調に推移し930百万円（対前連結会計年度比18百万円、2.1%増）となりました。営業利益面では、子会社での船員派遣業により船員費を賄うことができたことや修繕費の減少の影響が大きく、106百万円の営業利益（同32百万円、44.1%増）となりました。

③ 不動産賃貸業

不動産賃貸業においては、営業収益は、144百万円（対前連結会計年度比△1百万円、1.2%減）、営業利益は、子会社での営業費用削減があり43百万円（同10百万円、33.1%増）となりました。

（営業利益は配賦不能営業費用（399百万円）控除前のものです。）

当連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去又は全社	連 結
営業収益	3,937	930	144	5,011	—	5,011
営業利益	98	106	43	248	(399)	△151

前連結会計年度

(百万円)

	外航海運業	内航海運業	不動産賃貸業	合 計	消去又は全社	連 結
営業収益	3,500	911	145	4,557	—	4,557
営業利益	△28	73	32	78	(439)	△360

(2) 資金調達等についての状況

① 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、12百万円であり、主として船舶の資本的支出であります。

② 資金調達

当連結会計年度において、連結子会社が、主として長期運転資金として20百万円を借り入れております。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)	7,210	6,105	4,557	5,011
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△純損失) (百万円)	873	△953	△822	△10
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	45.24	△49.39	△42.58	△0.55
純 資 産 (百万円)	6,522	5,403	4,615	4,590

(注) 平成27年度における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成26年度 第106期	平成27年度 第107期	平成28年度 第108期	平成29年度 第109期 (当期)
営 業 収 益 (百万円)	7,159	6,013	4,425	4,868
当期純利益 (△純損失) (百万円)	12	△461	△462	49
1株当たり当期純利益 (△純損失) (円)	0.66	△23.91	△23.95	2.58
純 資 産 (百万円)	3,650	3,041	2,608	2,632

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、所有する外航・内航船舶の安全運航を第一の課題と位置付け、船舶管理を徹底するなど、効率的な運航管理に日々努めております。当連結会計年度は、低迷した海運市況から緩やかながらも回復基調にありましたが、営業収益5,011百万円、営業損失151百万円、経常損失265百万円、親会社株主に帰属する当期純損失10百万円と前連結会計年度と比較して改善しておりますが、2期連続となる経常損失の計上等で継続企業の前提に重要な疑義（当連結会計年度末において、借入金の一部について財務制限条項に抵触しておりますが、金融機関から期限の利益喪失の権利行使をしないことについて同意を得ております。）を生じさせるような状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、外航海運業部門におきましては、現在所有する外航船5隻を主に、今後もコスト削減努力を怠ることなく、中・長期の輸送契約による安定収益の維持拡大と新規カーゴの獲得に努め、運航効率を改善させ、業績の回復に取り組んでまいります。

また、内航海運業部門におきましては、平成30年4月に老朽化した内航タンカー1隻を海外売船いたしました。所有する内航タンカー1隻の定期貸船収益と長期用船する内航貨物船2隻の運航収益及び国内子会社が雇用する内航船員の人材派遣業の需要増加に伴う収益拡大を目指すなど、安定収益の維持に努めてまいります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループの営んでいる主要な事業は、内外航船舶をもって海上の貨物輸送を行い、運賃収入、貸船料、運航手数料等の収益を得ることを目的とする海運業及び賃貸用不動産を所有し賃貸する不動産賃貸業であります。

(6) 当連結会計年度の末日における主要な営業所及び船舶並びに従業員の状況

① 主要な営業所及び船舶

当社

本社 東京都港区芝浦三丁目2番16号

子会社

名 称	所在地	事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	リベリア国モンロビア市	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	東京都港区	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	神戸市中央区	不 動 産 賃 貸 業

当社グループが所有する船舶

船 名	船 種	総トン数 (トン)	重量トン数 (キロトン)	主要航路
N I K K E I D R A G O N	撒 積 運 搬 船	29,439	52,950	北 米 / 日 本
ZEN-NOH GRAIN PEGASUS	撒 積 運 搬 船	30,619	54,958	北 米 / 日 本
N I K K E I V E R D E	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブラジル/日本
N I K K E I S I R I U S	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブラジル/日本
N I K K E I P R O G R E S S O	撒 積 運 搬 船	29,829	51,658	ブラジル/日本
第 二 鶴 玉 丸	内 航 油 送 船	3,767	5,600	国 内 沿 海
こ す も 丸	内 航 油 送 船	1,599	3,283	国 内 沿 海

(注) 上記以外に、当期末現在、他社から長期定期用船している内航貨物船が2隻あります。また、内航油送船「こすも丸」を平成30年4月に海外売船しております。

② 企業集団の従業員の状況

企業集団の従業員数

区 分	従業員数 (人)	前期末比増減 (人)
陸 上 従 業 員	14 [1]	－ [△1]
海 上 従 業 員	44 [－]	△2 [－]
合 計	58 [1]	△2 [△1]

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は、[] 内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員及び外航海運業における外国人船員は含めておりません。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社に親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
T.S. Central Shipping Co., Ltd.	千円 2,770	% 100.0	海 運 業
大 四 マ リ ン 株 式 会 社	30,000	100.0	内 航 船 舶 貸 渡 業
本 山 パ イ ン ク レ ス ト 株 式 会 社	70,000	71.9 (3.9)	不 動 産 賃 貸 業

(注) 出資比率欄の()内は、間接所有比率を内数で表示しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,567,267
独 立 行 政 法 人 鉄 道 建 設 ・ 運 輸 施 設 整 備 支 援 機 構	1,064,484
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	766,039
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	384,600
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	196,371
株 式 会 社 み な と 銀 行	140,519
株 式 会 社 中 国 銀 行	84,800
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	63,679

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)があるときの権限の行使に関する方針

剰余金の配当の基本方針としましては、変動の激しい海運市況の下落に備えるため、また、将来の事業展開に備えるため、財務体質強化を図る必要があると考えており、そのため内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続的に実施すべきと認識しております。

当期の期末配当金につきましては、当期の業績を勘案した結果、誠に遺憾ながら見送りとさせていただきます。

今後も早期の収益回復、復配に向けまして経営努力を重ねて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,320,000株 (自己株式14,014株を含む。)
- (3) 株主数 2,090名
- (4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
日 本 軽 金 属 株 式 会 社	3,968 ^{千株}	20.55 [%]
あ い お い ニ ッ セ イ 同 和 損 害 保 険 株 式 会 社	1,419	7.35
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	680	3.52
株 式 会 社 S B I 証 券	498	2.58
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	470	2.43
乾 汽 船 株 式 会 社	406	2.10
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	370	1.92
兼 子 孝 純	324	1.68
楽 天 証 券 株 式 会 社	315	1.63
株 式 会 社 辰 巳 商 會	300	1.55

(注) 持株比率は、自己株式(14,014株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐野展雄	全般 内航営業部担当	
常務取締役	木原豊	総務部長兼経理部長 内部統制室長	T.S. Central Shipping Co., Ltd.取締役社長
取締役	清崎哲也	海務部長 内航タンカー安全管理室長	大四マリン株式会社代表取締役社長
取締役	川名勉	外航営業部長	
取締役	岡本一郎		日本軽金属ホールディングス株式会社代表取締役社長 日本軽金属株式会社代表取締役社長 東洋アルミニウム株式会社取締役
取締役	安田耕太郎		日本軽金属ホールディングス株式会社取締役 日本軽金属株式会社取締役常務執行役員
取締役	玉井裕		新神戸ドック株式会社代表取締役社長
常勤監査役	朝日格		
監査役	山口修司		弁護士 岡部・山口法律事務所代表 ザインエレクトロニクス株式会社社外取締役 株式会社住友倉庫社外取締役
監査役	宮尾克己		公認会計士 宮尾公認会計士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち岡本一郎氏、安田耕太郎氏及び玉井 裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役宮尾克己氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役玉井 裕氏及び監査役宮尾克己氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
5. 平成29年6月27日開催の定時株主総会において、玉井 裕氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 玉井 裕氏は、平成29年6月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、法令及び当社定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に、当社に対し賠償責任を負う場合において、その職務を行うことにつき善意でありかつ重要な過失がなかったときは、取締役及び監査役のいずれも金400万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として当社に対する損害賠償責任を負担する旨の契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取 締 役	7人	67,670千円	
監 査 役	4人	18,750千円	
計	11人	86,420千円	

- (注) 1. 上記には、平成29年6月27日をもって退任した監査役1名を含んでおります。
 2. 上記報酬額等のほか、社外役員が当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬額は、1,800千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容
社外取締役	岡 本 一 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社	代表取締役社長
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	代表取締役社長
		東 洋 アル ミ ニ ウ ム 株 式 会 社	取締役
	安 田 耕 太 郎	日本軽金属ホールディングス株式会社	取締役
		日 本 軽 金 属 株 式 会 社	取締役常務執行役員
玉 井 裕	新 神 戸 ド ッ ク 株 式 会 社	代表取締役社長	
社外監査役	山 口 修 司	岡 部 ・ 山 口 法 律 事 務 所	代表
		ザインエレクトロニクス株式会社	社外取締役
		株 式 会 社 住 友 倉 庫	社外取締役
	宮 尾 克 己	宮 尾 公 認 会 計 士 事 務 所	所長

- (注) 1. 日本軽金属株式会社は、当社との間に水酸化アルミニウム輸送等、継続的取引関係があります。
 2. その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき取引関係等はありません。

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	岡本 一郎	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し（出席率85.7%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	安田 耕太郎	当事業年度に開催された取締役会7回のうち6回に出席し（出席率85.7%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
	玉井 裕	就任後開催の取締役会4回全てに出席し（出席率100%）、主に経営者の観点から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。
社外監査役	朝日 格	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、常勤監査役の立場で、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、経営会議、内部統制委員会及び水曜会（部長会）に助言者の立場ではほぼ全てに出席するほか、会計監査にも立ち会っております。
	山口 修司	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について必要に応じ、発言を適宜行っております。
	宮尾 克己	当事業年度に開催された取締役会7回・監査役会7回全てに出席し（出席率100%）、主に公認会計士としての専門的見地から、必要に応じ、議案・審議等につき発言を適宜行っております。

社外役員の報酬等の総額等

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	7人	23,700千円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称：新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬の額を区分していませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び監査報酬の推移等について確認し、当事業年度の監査項目別監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人であることにつき支障があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案とすることを監査役会に請求し、監査役会はその内容を判断したうえで、株主総会に提出する議案を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様を始め、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、倫理規程、行動規範及びその運用体制を制定・施行し、取締役並びに従業員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、リスク管理体制の強化にも取組み、また、金融商品取引法及び会社法に基づく内部統制マニュアルを作成するなど内部統制システムの充実に努めております。

なお、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制の一層の整備を図り、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を実践し、経営の透明性を高めるよう努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報・文書の取扱いは、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行うものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、グループ・リスク管理規則を制定しており、代表取締役社長の下に当社グループ全体のリスク管理体制の整備を行います。
- ② 代表取締役社長直属の部署として内部統制室を設置し、当社グループ全体のリスク管理活動を統括いたします。また、内部統制室は、定期的に内部監査を実施し、発見または認識された不備・リスクについては、内部統制マニュアルの規定に従い是正・報告を実施いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、法定の取締役会ほか随時、常勤役員で構成する経営会議を開催し、各取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。

- ② 取締役会・経営会議への付議議案につきましては、取締役会議案付議基準、取締役会・経営会議運用規則に則り提出され、取締役会・経営会議における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配布され、各取締役が取締役会・経営会議に先立ち十分な準備ができる体制をとっております。また、金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。
- ③ 日常の職務執行に際しては、組織規程・職務権限規程等に基づき権限の委譲が行われ、各職階の責任者が効率的に業務を遂行できる体制をとるものとしております。

(5) 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、代表取締役社長の下、経営理念、倫理規程を制定・施行するとともにそのしおりを作成し各自携帯することを求めました。また、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の内部通報制度として「内部通報規程」を制定しております。

(6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループの業務の適正につきましては、業務執行の状況について、経理部、総務部、内部統制室等の各担当部・室が当社規程に準じて評価及び監査を行うものいたします。
- ② 子会社に当社役職員を配置し、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の経営会議及び取締役会に報告できる体制としております。
- ③ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件については事前協議を行い、子会社の役職員の効率的な職務執行を確保いたします。
- ④ 当社は、当社取締役が子会社取締役を兼務することにより企業集団の統制を図り、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制をとっております。また、当社グループの全役職員が準拠すべき行動規範として倫理規程を制定し、周知徹底を図っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。

(8) 前号の使用人の取締役から独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係わる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものといたします。
- ③ 監査役からその職務の執行にあたり、当該使用人に対し指示があった場合、その指示の実効性を確保するため、当該指示の内容等につき監査役に対し守秘義務を負うものといたします。

(9) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
 - I. 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
 - II. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
 - イ. 当社の内部統制のシステムの整備に係わる部門の活動状況
 - ロ. 当社の子会社及び関係会社の監査役の活動状況
 - ハ. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - 二. 内部通報制度の運用及び通報の内容
 - ホ. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ヘ. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ② 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
 - I. 子会社の役員及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告をするものといたします。
 - II. 当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した者は、速やかに当社監査役に報告をするものといたします。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社が制定、運用する内部通報規程に基づき、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利に取扱うことを禁止し、その旨を当社グループ全役職に周知徹底いたします。

(11) 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該監査役の職務に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われたことを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令に基づく事項のほか、監査役が求める事項を適宜、監査役へ報告することとしております。
- ② 監査役、内部統制室及び会計監査人は、必要に応じ相互に情報及び意見の交換を行うなど連携を強め、監査の質的向上を図っております。
- ③ 代表取締役社長は、監査役と定期的に会合し、コンプライアンス面や、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ④ 代表取締役社長は、内部監査部門の実施する内部監査の計画、内部監査実施の経過及びその結果を監査役に報告することとしております。

(13) 反社会的勢力排除にむけた体制整備

- ① 当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する為に、当社取締役並びに従業員が遵守すべき行動規範を含む倫理規程を制定・施行し、この行動規範の取締役並びに従業員への徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除しております。
- ② 反社会的勢力に対する対応につきましては、総務部長が責任者としてその責務を負い、その統括する部署を総務部とし、社内関係部門及び外部専門機関との協力体制を整備しております。
- ③ 取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については、総務部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する体制を確立しております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

① 内部監査の実施について

金融商品取引法及び会社法上の内部統制体制を整備するため、代表取締役社長を委員長とする「内部統制委員会」を組織し、その対応に当たっております。また、当社は内部統制室を設置しており、内部統制室長は年間の内部監査計画を策定し、3ヶ月に1回各部署毎（子会社については年1回）に内部監査を実施しております。具体的には、各部署で作成された「業務手順書」の中から業務をピックアップし、その付随書類及び部署内でのチェックシステムの監査並びにコンプライアンスやリスク管理状況のほか効率性についても監査・評価を行い、その内容を内部統制委員会へ報告、内部統制委員長は取締役会及び監査役会へ報告しております。

② 監査役監査の実効性の確保について

監査役全員は取締役会に出席しており、常勤監査役は、経営会議、水曜会（幹部会議）などの重要な会議に出席し、適切な意見・助言を行っております。また、監査役会は法令に基づく会計監査人からの通知事項のほか、意見交換や監査実施状況及び四半期レビュー結果報告等を通じて、会計監査人の職務実施状況の把握・評価を行っております。そのほか、定期的に代表取締役社長、内部監査部門とのミーティングを実施しており、監査の実効性向上に努めております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

該当すべき事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,544,919	流動負債	2,879,026
現金及び預金※1	703,965	海運業未払金	216,067
海運業未収金	190,020	短期借入金	62,000
貯蔵品	256,674	一年内返済予定の長期借入金※2※4	1,865,323
繰延税金資産	66,501	未払法人税等	3,282
その他流動資産	327,758	前受金	620,900
固定資産	11,415,924	賞与引当金	27,126
有形固定資産	10,122,523	その他流動負債	84,326
船舶※1、※3	9,090,018	固定負債	5,491,420
建物※1、※3	258,788	長期借入金※2※4	4,340,438
器具及び備品※3	6,359	繰延税金負債	750,559
土地※1	168,638	特別修繕引当金	197,132
建設仮勘定	585,000	退職給付に係る負債	39,763
その他有形固定資産※3	13,719	長期未払金	38,700
無形固定資産	1,140	資産除去債務	13,143
投資その他の資産	1,292,260	その他固定負債	111,684
投資有価証券※1	693,773	負債合計	8,370,446
退職給付に係る資産	57,441	(純資産の部)	
繰延税金資産	430,316	株主資本	4,176,704
その他長期資産	110,729	資本金	702,000
		資本剰余金	280,268
		利益剰余金	3,196,137
		自己株式	△1,702
		その他の包括利益累計額	233,990
		その他有価証券評価差額金	233,990
		非支配株主持分	179,703
		純資産合計	4,590,397
資産合計	12,960,843	負債・純資産合計	12,960,843

※ 連結注記表における関連する注記番号を示している。

連結損益計算書 (自平成29年 4月 1日 至平成30年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
海 運 業 収 益	3,832,619
賃料益	905,953
海 運 業 収 益	129,197
海 運 業 収 益	4,867,770
海 運 業 費 用	1,813,396
船舶借入の他海運業費用	2,333,817
船舶借入の他海運業費用	464,698
船舶借入の他海運業費用	46,007
海 運 業 費 用	4,657,919
海 運 業 利 益 用	209,851
海 運 業 利 益 用	144,077
海 運 業 利 益 用	54,525
海 運 業 利 益 用	89,552
海 運 業 利 益 用	299,404
海 運 業 利 益 用	450,818
海 運 業 損 失 (△)	△151,414
海 運 業 損 失 (△)	813
海 運 業 損 失 (△)	26,608
海 運 業 損 失 (△)	8,257
海 運 業 損 失 (△)	1,982
海 運 業 損 失 (△)	37,662
海 運 業 損 失 (△)	115,710
海 運 業 損 失 (△)	8,500
海 運 業 損 失 (△)	20,352
海 運 業 損 失 (△)	6,992
海 運 業 損 失 (△)	151,555
海 運 業 損 失 (△)	△265,307
海 運 業 損 失 (△)	117,175
海 運 業 損 失 (△)	3,123
海 運 業 損 失 (△)	120,298
海 運 業 損 失 (△)	△145,009
海 運 業 損 失 (△)	7,662
海 運 業 損 失 (△)	△148,164
海 運 業 損 失 (△)	△140,501
海 運 業 損 失 (△)	△4,507
海 運 業 損 失 (△)	6,171
海 運 業 損 失 (△)	△10,679

連結株主資本等変動計算書 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	702,000	280,268	3,206,817	△1,619	4,187,465
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	△10,679	—	△10,679
自己株式の取得	—	—	—	△82	△82
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△10,679	△82	△10,761
当 期 末 残 高	702,000	280,268	3,196,137	△1,702	4,176,704

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	254,330	254,330	173,242	4,615,038
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	—	—	—	△10,679
自己株式の取得	—	—	—	△82
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△20,340	△20,340	6,461	△13,879
当期変動額合計	△20,340	△20,340	6,461	△24,641
当 期 末 残 高	233,990	233,990	179,703	4,590,397

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 武内清信 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清本雅哉 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、玉井商船株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、玉井商船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,707,411	流動負債	1,122,878
現金及び預金※1	398,309	海運業未払金※4	136,785
海運業未収金※4	191,314	短期借入金	50,000
一年内回収予定の関係会社長期貸付金	140,785	一年内返済予定の長期借入金※1	258,344
立替金※4	271,490	未払費用	12,495
貯蔵品	158,005	未払法人税等	1,477
繰延及び前払費用	372,474	前受金	616,757
繰延税金資産	61,207	預り金	10,962
代理店債権	103,869	代理店債務	8,865
その他流動資産※4	9,953	賞与引当金	13,970
固定資産	3,162,727	その他流動負債	13,220
有形固定資産	1,060,936	固定負債	1,114,300
船 舶※1、※2	995,452	長期借入金※1	957,341
建物※1、※2	43,459	繰延税金負債	112,505
器具及び備品※2	2,297	長期未払金	38,700
土地※1	19,375	その他固定負債	5,753
その他有形固定資産※2	351	負債合計	2,237,179
無形固定資産	541	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,101,249	株主資本	2,411,740
投資有価証券※1	377,543	資本金	702,000
関係会社株式※1	280,150	資本剰余金	114
出資金	880	資本準備金	114
関係会社長期貸付金	1,278,612	利益剰余金	1,711,328
前払年金費用	57,441	利益準備金	132,962
その他長期資産	106,621	その他利益剰余金	1,578,365
		固定資産圧縮積立金	13,492
		別途積立金	1,900,000
		繰越利益剰余金	△335,126
		自己株式	△1,702
		評価・換算差額等	221,219
		その他有価証券評価差額金	221,219
		純資産合計	2,632,959
資産合計	4,870,139	負債・純資産合計	4,870,139

※ 個別注記表における関連する注記番号を示している。

株主資本等変動計算書 (自平成29年 4月 1日 至平成30年 3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金
当 期 首 残 高	702,000	114	114	132,962	14,170
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—	△677
当 期 純 利 益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△677
当 期 末 残 高	702,000	114	114	132,962	13,492

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	1,900,000	△385,598	1,661,533	△1,619	2,362,028
当 期 変 動 額					
固定資産圧縮積立金の取崩	—	677	—	—	—
当 期 純 利 益	—	49,794	49,794	—	49,794
自己株式の取得	—	—	—	△82	△82
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	50,472	49,794	△82	49,711
当 期 末 残 高	1,900,000	△335,126	1,711,328	△1,702	2,411,740

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当 期 首 残 高	246,091	246,091	2,608,120
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	49,794
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△82
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△24,872	△24,872	△24,872
当 期 変 動 額 合 計	△24,872	△24,872	24,839
当 期 末 残 高	221,219	221,219	2,632,959

独立監査人の監査報告書

平成30年5月14日

玉井商船株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武内清信 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 清本雅哉 ㊦

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、玉井商船株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第109期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

玉井商船株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）

朝 日 格 ㊟

監査役（社外監査役）

山 口 修 司 ㊟

監査役（社外監査役）

宮 尾 克 己 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



- JR山手線・京浜東北線 浜松町駅直結
- 東京モノレール 浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線 大門駅徒歩3分 (B3出口)

会場 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル39階
浜松町東京會館「オリオンルーム」
電話 03-3435-2611 (当日のみ)

※ 株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。